

### 1 当初地区割り案

#### ●地区割りの考え方

平成29年に策定した「青梅市公共施設等総合管理計画」における学校施設の再編方針に則り、地区（支会）を単位として4つの地域とした。

| 地区名 | 西部             | 北部             | 中央部                                       | 東部                                                          |
|-----|----------------|----------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 地域  | 梅郷地区<br>沢井地区   | 小曾木地区<br>成木地区  | 青梅地区<br>長淵地区<br>東青梅地区<br>河辺地区             | 大門地区<br>新町地区<br>今井地区                                        |
| 小学校 | 第五小学校<br>第六小学校 | 第七小学校<br>成木小学校 | 第一小学校<br>第二小学校<br>友田小学校<br>第四小学校<br>河辺小学校 | 第三小学校<br>吹上小学校<br>新町小学校<br>霞台小学校<br>若草小学校<br>今井小学校<br>藤橋小学校 |
| 中学校 | 西中学校           | 第六中学校<br>第七中学校 | 第一中学校<br>第二中学校<br>霞台中学校                   | 第三中学校<br>吹上中学校<br>新町中学校<br>泉中学校                             |

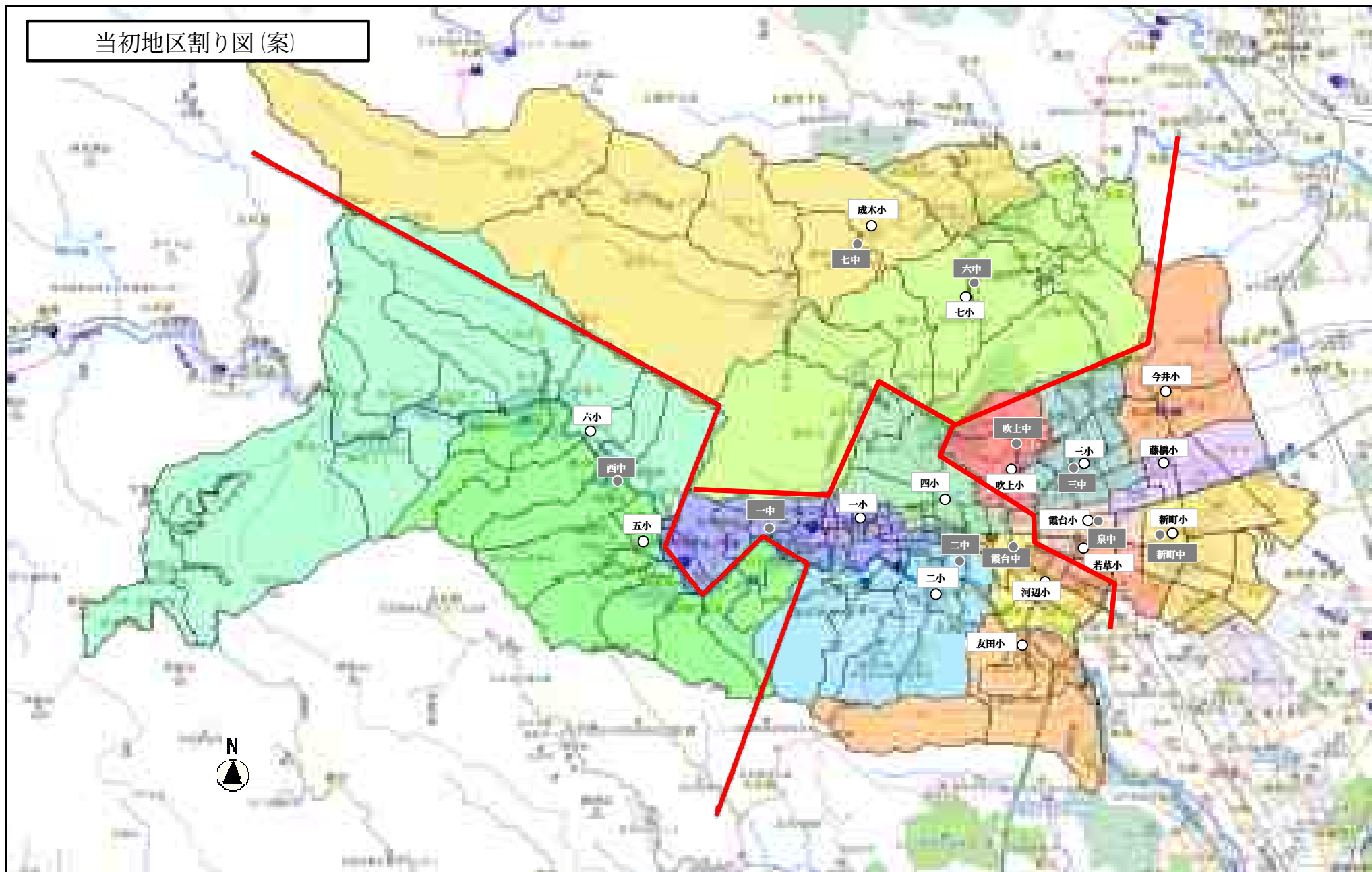
#### メリット

- ・支会単位とするため、今後、地域への説明等を行う場合に実施しやすい。
- ・中央部・東部については多数の学校が含まれるため、多様な再編案が考えられる。

#### デメリット

- ・東部においては対象の学校数が過大となり、話が広大になる可能性がある。（細分化が必要）
- ・学区単位ではないため、学校によっては複数の地域にまたがる。

当初地区割り図(案)



この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。



## 2 地区割り案の修正案

### ●地区割りの考え方

既存の中学校区を基本として、地理的要因や過去から学校施設数が拡大した経緯等を踏まえた地区割り案としている。

| 地区名  | 西部             | 北部             | 中央部                     | 南部             | 東部1                     | 東部2                              |
|------|----------------|----------------|-------------------------|----------------|-------------------------|----------------------------------|
| 小学校区 | 第五小学校<br>第六小学校 | 第七小学校<br>成木小学校 | 第一小学校<br>第四小学校<br>吹上小学校 | 第二小学校<br>友田小学校 | 河辺小学校<br>霞台小学校<br>若草小学校 | 第三小学校<br>新町小学校<br>今井小学校<br>藤橋小学校 |
| 中学校区 | 西中学校           | 第六中学校<br>第七中学校 | 第一中学校<br>吹上中学校          | 第二中学校          | 霞台中学校<br>泉中学校           | 第三中学校<br>新町中学校                   |

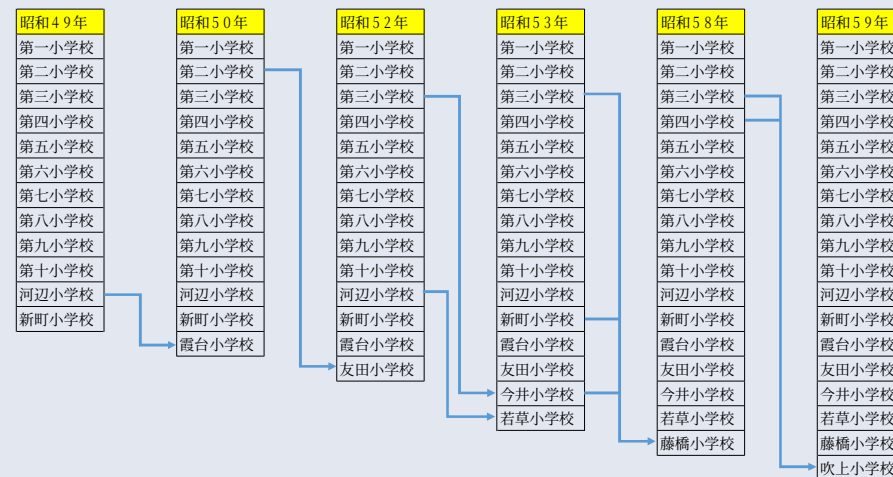
### メリット

- ・中学校区を基本とするため、再編案が考えやすい。
- ・各地域ごとの学校数等がある程度分散され、きめ細かな意見を聴取することができる。
- ・学校が拡大した経緯を踏まえており、地域の理解も得やすい。
- ・部会の構成を考慮した場合に、各学校のコミュニティスクール等の既存団体を活用できる。

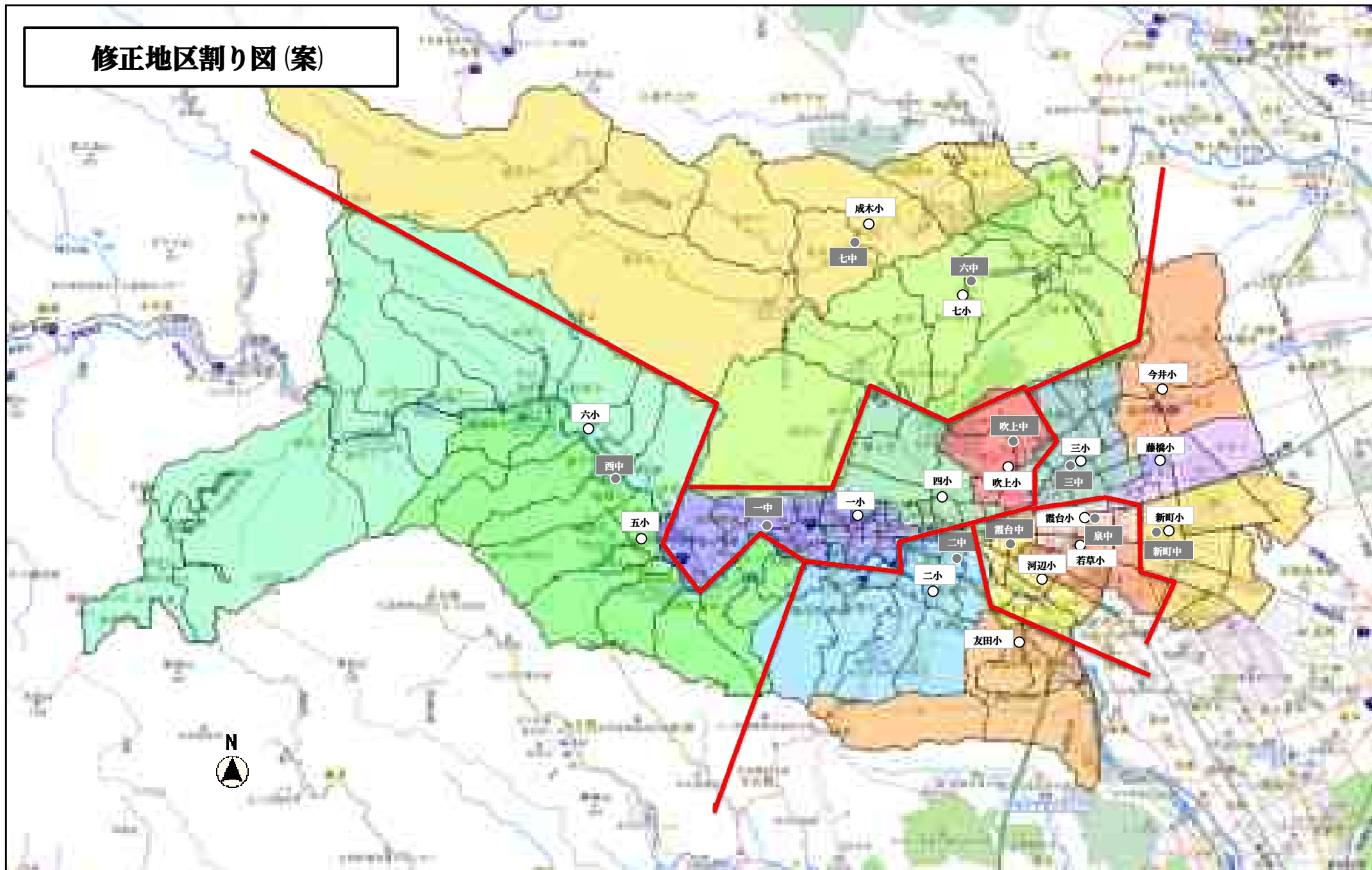
### デメリット

- ・支会単位ではないため、今後の地域への説明会等において実施方法を検討する必要がある。
- ・部会の数が増えるため、運営が煩雑となる。

### 【参考：昭和50年代の学校開校の経緯】



# 修正地区割り図 (案)



この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。